

Title	アメリカ国際私法における労働者災害補償法について
Sub Title	Workmen's compensation law in the American conflict of laws
Author	平, 良(Taira, Ryō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.9 (1966. 9) ,p.1- 22
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660915-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ国際私法における労働者災害 補償法について

平

良

問題の提起

州間の適用法規選択

連邦法と州法

理論の経過

合衆国裁判所の見解

むすび

問題の提起

「X州の市民Aは、Y州法人BとのY州での契約にもとづき、Z州において業務を遂行中事故により傷害を蒙つた。

Aに対する災害補償はX、Y、Z何れの州の法によるか。」

右のごとき事案は、州間の流動性の増している昨今のアメリカにおいては日常発生することが予想され、労働者災害補償法は近代的な姿では一九〇二年にメリイランド州に現れたという比較的歴史の短いものであるにもかかわらず、多数法国

におけるアメリカにおいては実務の必要から何等かの解答をせざるをえなかつた問題の一つであり、一九一三年のゴウルド事件⁽¹⁾以来各種の解答がされて来たものである。その当初においては実際に応じて解決するにしても、そもそも労働者災害補償は近代的な労務契約との関係においては従前の私法上の雇傭契約にとどまるものでもなく、その補償も単に不法行為上の賠償にとどまることも許されないことから、基本的な問題についての理論への解答にさかのぼらざるをえないものである。はたして、労働者災害補償法の選択や適用が国際私法上の問題であるかにも立ちもどらざるをえないのである。

わたくしがこの主題に関心をもつたのはわが国においても予想される国際的雇傭関係において、アメリカにおける解釈を知ることによつて、解釈の参考となるべき問題が提供されるのではないかと考えたからである。そしてさらに社会法といわれる領域についての国際私法上の問題への関連を考えるとぐちもしたいと思つたからである。もとより、アメリカの州は独立し、主権を有する存在であり、国際私法の領域では独立した法域であることは認められているが、合衆国憲法により、最高法規条項、充分な信頼と信用条項、適法手続条項、州際通商条項、契約条項などの拘束をうけるものであり国際社会における主権国家と完全に一致するものでない。しかしながら国際私法といった領域から考えるならこの問題へのアメリカにおけるアプローチを紹介することが何等かの参考となるであろう。

(1) *In re Gould*, 215 Mass. 480, 102 N.E. 693, Ann. Cas. 1914 D 372, (1913)

州間の適用法規選択

労働災害補償において適用法規が問題になるのは、方式化してみれば次の四つのカテゴリーの何れかに属するものといえよう。

(一) 災害が法廷地 *forum state* において発生しているが、雇傭契約は他州において締結されている場合。前記設例による

とZ州が法廷地である場合。

(一) 契約は法廷地において締結されているが、災害が他州で発生している場合。前記設例によるとY州が法廷地である場合。

(二) 契約の締結も、災害の発生も他州においてされている場合。前記設例ではY、Z以外の州が法廷地であつた場合。

(四) 雇傭者が住所を有しあるいは主たる業務を営んでいる州以外において、その業務との関係において災害が発生した場合。前記設例によると、災害がY、Z以外の州で発生している場合。

である。これに加えて、アメリカ合衆国の特殊な性格から、おそらくは「連邦の問題」⁽¹⁾ federal question や「州籍の相違」⁽²⁾ diversity of citizenship を理由にした連邦裁判所による管轄権の主張が競合して来ることになる。その場合の適用法規は「州籍の相違」する場合については一九三八年のエリー鉄道会社対タムキンス事件⁽²⁾により州裁判所に係属した場合と同じく考えられるが、「連邦の問題」に基礎をもつ場合には連邦法の適用の問題が生じて来る。

(一) 他州において締結された雇傭契約にもとづく労働災害が法廷地において生じた際に、一般原則としては、災害発生地の法である法廷地の法が適用される。ただし、契約にもとづきその適用が排除される場合はこのかぎりではない。⁽³⁾ リステイトメントは

「第三九九条。第四〇一条に述べた場合を除き、労働者は、雇傭契約が他州において締結されているにもかかわらず、災害地の労働者災害補償法にもとづく災害について、当該州において補償の請求が出来る。ただし、法律が特に契約が当該州内で締結されるか、そのように解釈しうる場合にのみ限定している場合はこのかぎりではない。⁽⁴⁾」

としている。しかしながら、この一般原則に対して多くの例外が見られる。すなわち、両当事者が当該州内に住所を有しない場合⁽⁵⁾、雇傭者の業務が当該州において営まれているとはいえない場合、雇傭が一時的なものである場合、⁽⁶⁾ 他州において締

結された契約にもとづいて、他州人を雇傭者とする当該州人の一時的な業務が行われている場合である。また若干の州において法選択法上労働者災害補償法について契約地の法を適用することが明白であれば、契約地法が適用されることはない⁽⁸⁾。でもない⁽⁹⁾。

他州に居住する当事者がそこにおいて雇傭契約を締結しているなら、災害発生地である法廷地の裁判所は、損害の補償についての契約地法が明白に自州の公序 public policy に反しないかぎり、それに「充分な信頼と信用」を与えるものと考⁽¹⁰⁾えられている。しかしながら労働災害補償請求が災害発生地法によつてされているなら、契約地法にもとづく抗弁は許されない⁽¹¹⁾。また、たとえ契約地の補償法が他州における災害についても補償するものとしても、他州において締結された契約により一時的に災害地において業務を営んでいた者に対してもその州の補償法の適用を認めることもある⁽¹²⁾。

(二) 契約地が法廷地であつた場合に、他州における労務の提供が考慮されるなら、災害発生地の法が適用される⁽¹³⁾。雇傭者が住民でなく、契約地において業務を営まないとき、または、契約は締結されているが他州における労務の遂行を内容としているなら、契約地の補償法は適用されない⁽¹⁴⁾。もとより、雇傭者が契約地において業務を営み、被傭者がたまたまその業務に附随して他州において災害を蒙っているなら契約地の補償法が適用されるであろう⁽¹⁵⁾。充分な信頼と信用の理論からは、契約地法に優先して災害発生地法を適用することが要求されていない⁽¹⁶⁾。災害発生地において補償が与えられていない場合にはもとより契約地法が適用されるものである⁽¹⁷⁾。

(三) 契約の締結も、災害の発生も他州においてみられるなら、法廷地はその補償法の適用をすることはない⁽¹⁸⁾。もつとも、業務が営まれている州ではないが、業務と関連している災害が発生していると考えるなら、法廷地の補償法が適用されることはありうる⁽¹⁹⁾。リストイトメントは初期においては、

「第四〇〇条。災害の発生も、雇傭契約の締結もその州内でされていないなら、その州の労働者災害補償法は適用されな

い。」⁽²⁰⁾としていたが、後にこれを修正し、

「第四〇〇条。災害の発生も、雇傭契約の締結もその州内でされていなければ、州の労働者災害補償法は適用されない。ただし、法律が特にそれをその州内の雇傭者、被傭者間の活動の範囲に属するという理由で訴権を与えていたり、そのように解釈しうる場合にはこのかぎりではない。」⁽²¹⁾

と修正している。本来は災害発生地でも契約締結地でもないところが法廷地になることはまれであつて、あえていうならば当事者間による合意によつて管轄権が決定され、法廷地となつた場合であろう。もつとも法廷地とされた裁判所は合意による選択があつたというだけでは法廷地となることを義務づけられていたのではない。⁽²²⁾仮にこのような第三の州が法廷地とされた場合には、主としてその州の法選択法により災害発生地あるいは契約締結地の補償法が適用されることになると思われる。

(四) 雇傭者の業務の一部がその居住する州の外で営まれている場合に、その被傭者の置かれている州の補償法にもとづく権利・義務が与えられているものと考えられる。⁽²³⁾そして、被傭者が業務を行っている場所が、雇傭者、被傭者の住所地以外であつても、それだけの理由で業務を行っている州の補償法の適用をしなくなることはない。⁽²⁴⁾雇傭者が自己の住所あるいは主たる営業地⁽²⁵⁾以外の州にその業務を及ぼしているという理由から、当該州に住所を有しない者にもその補償法が及ぶものとして選択しても、その法が適用されず、住所を有する者について適用されている。⁽²⁶⁾もつとも雇傭者、被傭者ともに住所を有する州において契約が締結され、他州において災害が発生した際には何れの州の補償法によつて請求してもよいものと考えられている。⁽²⁷⁾

(1) アメリカにおける連邦裁判所と州裁判所の管轄権が競合する場合の諸問題については、平良「アメリカにおける連邦と州の法律問題」(慶應義塾大学法学研究会叢書(8) 第一篇において紹介した。

- (2) Erie R.R. Co. v. Tompkins, 304 U.S. 64 (1938). シェリメント臨時増刊一九六四年四月・英米判例百選一四二—三頁。
- (3) Salvation Army v. Industrial Commission, 219 Wis. 343, 263 N.W. 349, 101 A.L.R. 1440 (1935)
- (4) Restatement of the Law of Conflict of Laws, §. 399 (1934) 第四〇一条「雇傭者もしくは第三者に対する不法行為上の訴訟原因あるは、不法行為に伴う死亡の訴訟原因が、雇傭契約締結地もしくは不法行為地の労働者災害補償法により排除された際は、不法行為もしくは不法行為による死亡による訴は如何なる州におつても提起しえなむ。」ibid §. 401 ただしその後修正され、「雇傭契約締結地もしくは」という表現がなくなつた。 Amendments and Additions (1950)
- (5) ダンズダ Darsch v. Thearle Diffield Fine Work Display Co., 77 Ind.App. 375, 133 N.E. 525 (1922)
- (6) McGuire v. Phealan Shirley Co., 111 Neb 609 197 N.W. 615 (1924)
- (7) Johnson v. Carolina C. & O.R.Co., 191 N. C. 75, 131 S.E. 390 (1926)
- (8) Spohn v. Industrial Commission, 138 Ohio St. 42, 32 N. E. 2d 554, 133 A. L. R. 951 (1941)
- (9) Kennerson v. Thames Towboat Co., 89 Conn. 367, 94 A. 372, L. R. A. 1916 A, 436 (1916)
- (10) Bradford Electric Light Co. v. Clapper, 286 U.S. 145 (1932), Cole v. Industrial Commission, 353 Ill. 415, 187 N.E. 520, 90 A. L. R. 116 (1933)
- (11) Ohio v. Chatanooga Boiler & Tank Co., 289 U.S. 439 (1933)
- (12) Industrial Commission v. McCartin, 330 U.S. 622 (1947), Pacific Employers Ins. Co. v. Industrial Acci. Commission, of Cal. 306 U.S. 493 (1939)
- (13) American Mut. Liability Ins. Co. v. McCaffrey, 37 F. 2d 870 (5th Cir. 1930), certiorari denied. 281 U.S. 751 (1930)
- (14) Wats v. Long, 116 Neb. 665, 218 N.W. 410, 59 A.L.R. 728 (1928)
- (15) ibid. たゞに附随した業務を営むべくなれば該州の補償法を適用せむ。 Elk River Coal & Lumber Co. v. Funk, 222 Iowa 1222, 271 N. W. 204, 110 A. L. R. 1415 (1937)
- (16) Alaska Packers Ass'n v. Industrial Acc. Commission, 294 U.S. 532 (1935)
- (17) Industrial Commission v. McCartin, 330 U.S. 622 (1947)
- (18) Johnson v. Industrial Commission, 45 Ohio App. 125, 186 N.E. 509 (1932)
- (19) Aleckson v. Kennedy Motor Sales Co. 238 Minn. 110, 55 N. W. 2d 696 (1952)
- (20) Restatement of Conflict of Law §. 400
- (21) Restatement of Conflict of Law, 1950 Amendments and of Addition §. 400 總論の附田に Pacific Employer's Insurance Co. v. Industrial Acci. Commission, 306 U.S. 493 (1939) を加へて Alaska Packers Ass'n v. Industrial Acc't Commission of Cal., 294 U.S. 532 (1935) 等の訴訟

の変更がある。

- (22) *Mosley v. Empire Gas & Fuel Co.*, 313 Mo. 225, 281. S.W. 762, 45 A.L.R. 1223 (1926)
- (23) *Stansberry v. Monitor Slove Co.*, 150 Minn. 1, 183 N.W. 977, 20 A.L.R. 316 (1921)
- (24) *Cardillo v. Liberty Mut. Ins. Co.*, 330 U.S. 469 (1947)
- (25) 主たる營業地 principal place of business 「じゅうじょうち」 平良「アメリカにおける法人の裁判籍」法学研究第三七卷第三号一一七頁。
- (26) *Bradford Electric Light Co. v. Clapper*, 286 U.S. 145 (1932)
- (27) *United States Casualty Co. v. Standard Acci. Ins. Co.*, 175 Tenn. 559, 136 S.W. 2d 504, 126 A.L.R. 876 (1940)

連邦法と州法

「州籍の相違」にもとづき連邦裁判所が管轄し裁判地とされた場合には、その連邦裁判所の置かれている州の裁判所と同じ法を適用することになるのだから、補償法選択についてもすでに述べたように州において採用されている原則にもとづいて考えることになろう。これに対して「連邦の問題」により管轄した場合には基本的には連邦の補償に関する原則が適用されることになろう。しかしながら、連邦法上補償が明定されていない場合には州の補償法の適用がされることになる。⁽¹⁾ その場合に業務の性質が連邦政府のためにされているからといって必ずしも州法を排除することはない。⁽²⁾ 災害を生じた場所が連邦が管理もしくは所有する財産内であつたという理由で州法の適用を排除することもない。⁽³⁾ すなわち基本的には州補償法を適用するといつた立場をとつている。⁽⁴⁾ さらに連邦法と州法の抵触が問題になる領域としては、⁽⁵⁾ 州際通商 interstate commerce に関する問題、⁽⁶⁾ 海事雇傭 maritime employment ある場合にふれなければならない。

(一) 州際通商においては、連邦法によつて救済が定められていないなら、また、連邦の権限を侵害しない形で州内において州際通商に従つている被傭者に対して、州法が適用されると考えるのが一般原則である。⁽⁴⁾ 連邦法により補償の目的が果せなにかぎりは州法によつて補足されるのである。⁽⁵⁾ 連邦法があれば州法は排除されるが、この場合に災害を蒙つた者が州に住

所を有するか否かによつて州法上の保護を変えることは許されている。⁽⁶⁾ また、若干の州においては被傭者は当該州に住所を有するが、傭傭者は他州に住所をもち契約も他州で締結されている州際通商にたずさわつてゐる者に住所地上上の保護を与えなかつた。⁽⁷⁾ また州際通商業務が一時的なものであるなら、州際通商上の問題は生じないと考えている。⁽⁸⁾

州際通商と関連して最も問題となるのは州際通商にたずさわる鉄道会社の責任を定めてゐる連邦傭傭者責任法 *Federal Employers' Liability Act* ⁽⁹⁾ から生ずる問題である。特に連邦傭傭者責任法は傭傭者に過失があつた場合にのみ補償が認められてゐるのに対して、通常の州の補償法ではあらゆる災害に対し補償を認めてゐるのであり、連邦法によつては救済されない場合を生ずることになるのである。⁽¹⁰⁾ この種の災害について州裁判所は労働者の福祉を考え、すくなくとも州に住所を有する者に対しては州の補償法による救済をしてゐる。これに対して、合衆国最高裁判所は、傭傭者責任法はすべての州にわたり統一的に適用されるものであり、たとえ過失の有無ということによつて救済されない結果になつてもあらゆる事件にあてはめられるものと考えてゐる。⁽¹¹⁾ もつとも傭傭者が州際、州内両面について雇傭されてゐるなら、災害が発生した時に州際通商業務にたずさわつてゐなかつた場合には、傭傭者責任法の適用を免れるといった形で緩和されてゐるのである。⁽¹²⁾ この場合に州際通商に従つてゐたかどうかということは連邦傭傭者責任法上の先例に従つてされてゐる。⁽¹³⁾ 一般に連邦上制定法があれば州法の適用は排除されるが、⁽¹⁴⁾ 州際バスのごとく現実には汽車とならんで州際通商において類似の業務を営んでゐても、制定法がないなら州補償法適用の対象とされてゐる。⁽¹⁵⁾ また、連邦安全施設法 *Federal Safety Appliance Act* ⁽¹⁶⁾ に反してゐても、州内通商のみ関係してゐるなら州法上の問題となる。このように鉄道事業については特別な責任法上の原則はあるが適用法規に疑念がある場合には州補償法に有利な解釈をするのである。⁽¹⁷⁾

(二) 海事事件については、海事裁判所 *admiralty court* の管轄権に属する海上雇傭上の問題については、たとえ選択的な形をとるにしても州法が適用されることはない。⁽¹⁸⁾ もつとも全く地域的であつたり、国際、州際関係の調和を害しないもので

あるなら州法が適用されることもあるし、⁽¹⁹⁾ 災害が航行水域以外で生じたり、⁽²⁰⁾ 航行水域であるがまつたく海事契約以外の履行から生じている災害については州法が適用される。⁽²¹⁾ ここで問題になるのは事件が連邦海事裁判所に属するに足りる海事事件の性質はどのように決定されるかということ、海事事件でない場合の州法と連邦沖仲仕補償法 *Federal Longshoremen's and Harbor Workers' Compensation Act* ⁽²²⁾ との関係といったことになる。海事裁判所に属さない場合としては、船舶が航行水域にあるが事故が船上で発生せず、⁽²³⁾ 地上・ドック・埠頭などで発生している場合、⁽²⁴⁾ 水上で修理している際には多少問題があるが、⁽²⁵⁾ 船舶の製造・修理から生じた災害、⁽²⁶⁾ いかだを運行している際の事故、⁽²⁷⁾ 橋梁構築中の事故などについていずれも州法の適用される場合としている。しかしながらたとえ小型のプロペラ船上の事故であつても水上での事故は海事事件と考えて⁽²⁹⁾ る。もとよりこのような州補償法の適用は連邦法に反することは認められない。このような連邦法の中で主要なものが連邦沖仲仕補償法である。この法律によると海事雇傭について原則的には州法が排除されることになる。⁽³⁰⁾ 水上で貨車運搬船の貨車つみかえ作業中の事故、⁽³¹⁾ はしけで積みおろしをしている際の事故、⁽³²⁾ 船員ではない者がモーターボートのテストをしている際に生じた事故⁽³³⁾ などがこの法によつて解決されている。連邦沖仲仕補償法は海事事件として海事裁判所の管轄するところと考えるよりは、連邦の通常の裁判所において事案を扱う、いわゆる狭義の「連邦の問題」の一つの場合と考えることが出来るのであり、固有の海事事件は海事裁判所において、水上の事件は連邦法の適用領域とし、水運に関係ある地上の事故は州法の適用領域と考えているといえよう。

- (1) *Shaughnessy v. Northland SS Co.*, 94 Wash. 325, 162 P. 546, Ann. Cas. 1918 B, 655 (1918)
- (2) *Lynch's Case*, Mass. 281 Mass 454, 183 N.E. 834, 86 A.L.R. 285 (1933), Annotation 86 A.L.R. 289, *Sneeden v. Industrial Commission*, 366 Ill. 552, 10 N.E. 2d 327, 113 A.L.R. 1447 (1937), Annotation, 113 A.L.R. 1454
- (3) *Murray v. Joe Gerrick & Co.*, 291 U.S. 315 (1934); *Capetola v. Barday white Co.*, 139 F. 2d 556, 153 A.L.R. 1046 (3rd Cir. 1943), *certiorari denied*, 321 U.S. 799 (1943)

- (4) Valley S.S. Co. v. Wattawa, 244 U.S. 202 (1916). Boston & M. R. Co. v. Armburg, 285 U.S. 234 (1932)
- (5) Valley S.S.Co. v Wattawa, 244 U.S. 202 (1916). Stanley v Illinois C.R. Co., 268 Ill. 356, 109 N.E. 342, L.R.A. 1916 A 450 (1915), Lindstrom v. Mutual S.S. Co., 132 Minn. 326, 156, N.W. 669, L.R.A. 1916 D 935 (1916) ㏩㏪*
- (6) Spohn v. Industrial Commission, 138 Ohio St. 42, 32 N.E. 2d 554, 133 A.L.R. 951 (1941)
- (7) *Ibid.*, Spohn v. Industrial Commission.
- (8) *Ibid.*, Spohn v. Industrial Commission.
- (9) 45 U.S.C.A. C. 2, 10A F.C.A. 45 C. 2, 220. ノ国憲法改正の経緯と其の意義 35 Am Jur. Master and Servant § 398 ㏩㏪*
- (10) Winfield v. New York C.R. Co., 216 N.Y. 284, 110 N.E. 614, Ann. Cas. 1916 A. 817 (1916), reversed 244 U.S. 147, L.R.A. 1918 C 439 (1917). Jensen v. Southern P. Co. 215 N.Y. 514, 199 N.E.600, L.R.A 1916 A 403 (1915), reversed 244 U.S. 205, L.R.A 1918 C. 451 (1917)
- (11) ㏩㏪㏫ Southern Pacific Co. v Industrial Accl Commission, 251 U.S. 259 (1920); New York C.R. Co. v. Porter, 249 U.S. 168 (1918). Erie R. Co v. Winfield, 244 U.S. 170 (1918)
- (12) Tipton v Atchison T. & S F R. Co., 298 US 141 (1936); Moore v. Chesapeake & O.R. Co., 291, U.S. 205 (1933); Chicago R.I. & P.R. Co. v. Schendel, 270 U.S. 611 (1926) ㏩㏪*
- (13) Barnett v. Coal & Coke R. Co., 81 W. Va. 251, 94 S.E. 150 (1917)
- (14) Raymond v. Chicago M. & St. P.R. Co., 243 U.S. 43 (1916)
- (15) Collins v. American Bushlines, Inc., 350 U.S. 528 (1955), rehearing denied 351 U.S. 928 (1955)
- (16) 35 U.S.C.A. C. 1, 10A F.C.A. 35 C. 1, Tipton v. Atchison T. & S F R. Co., 298 U.S. 141 (1936); Gilvary v. Cuyahoga Valley R.Co. 292 U.S. 57 (1933); Louisville & N.R. Co. v. Nichols, 168 Tenn. 672, 80 S.W. 2d 656, 98 A.L.R. 508 (1935)
- (17) Moser v. Union P.R. Co., 65 Idaho 479, 147 P2d 336, 153 A.L.R. 341 (1944)
- (18) ㏩㏪㏫ Minnie v. Port Huron Terminal Co., 295 U.S. 647 (1934); Spencer, Kellog & Sons v. Hicks, 285 U.S. 502 (1932); Employers' Liability Assur. Corp.v. Cook, 281 U.S. 233 (1930)
- (19) Sultan R. & Timber Co. v. Department of Labor, 277 U.S. 135 (1927); Alaska Packers Asso. v Industrial Commission 276 U.S. 467 (1927) ㏩㏪*
- (20) T. Smith & Son v. Taylor, 276 U.S. 179 (1927). State Industrial Commission v. Nordenholt Corp 259 U.S. 263 (1922) ㏩㏪*
- (21) P.J. Carlin Constr Co.v. Heaney, 299 U.S. 41 (1936). State Industrial Board v Terry & T. Co., 273 U.S. 639 (1926)
- (22) 33 U.S.C.A. C. 18, 10 A F.C.A. 33 C 18

- (23) *Minnie v. Port Huron Terminal Co.*, 295 U.S. 547 (1931) *Employers' Liability Assur. Corp. v. Northern Coal & Coke* 281 U.S. 233 (1930), *Northern Coal & Dock Co. v. Strand*, 278 U.S. 142 (1927)
- (24) *State Industrial Commission v. Nordenholt Corp.*, 259 U.S. 263 (1922)
- (25) *John Baizley Iron Works v. Span*, 281 U.S. 222 (1930)
- (26) *Millers Indem. Underwriters v. Braund*, 270 U.S. 59 (1925)
- (27) *Sultan R. & Timber Co. v. Department of Labor & Industries*, 277 U.S. 135 (1927)
- (28) *Davis v. Department of Labor & Industries*, 317 U.S. 249 (1942), *rehearing denied* 317 U.S. 713 (1942)
- (29) *Rainhardt v. Newport Flying Service Corp* 232 N.Y. 115, 133 N.E. 371, 18 A.L.R. 1324 (1921)
- (30) *South Chicago Coal & Dock Co. v. Bassett*, 309 U.S. 251 (1939)
- (31) *Noguera v. New York NH & HR Co.*, 281 U.S. 128 (1930)
- (32) *South Chicago Coal & Dock Co. v. Bassett*, 309 U.S. 251 (1939)
- (33) *Parker v. Motor Boat Sales*, 314 U.S. 244 (1941)

理論の経過

(1) 労働者災害補償法適用の選択について早くから見られたものは「不法行為法理論」ともいふべきものである。一九二四年のゴウルド事件⁽¹⁾においてマサチューセッツ州最高裁判所は労働者災害補償法は、それが効力をもつ州の範囲をこえて当事者の権利を左右するものではないと考えている。すなわち、当該州において訴訟原因たる災害が発生した場合にのみ適用されるものであると考えている。この理論はイリノイ州の判例⁽²⁾やペンシルヴェニア州の法律⁽³⁾においても見られたのであるが、夫々の州においてその後の法律改正によつて災害発生地の州法によるといった不法行為法理論をとらなくなつて来ているのである⁽⁴⁾。いうまでもなく、労働者災害補償法が社会法としての特色をもつた特別な存在であると認識されるにいたるまでは、この種の法律は不法行為法に含まれる特別法と考えるにとどまっていたのである。もつとも、その後も労働者災害補

償法の不法行為法的側面が全くなつていゝるものでなく、強行的な法 *compulsory act* の場合には州外の災害につき適用されないという解釈や、リステイトメント第三九八条、第三九九条におけることく主要な法則を補足する形において用いられているのである。

(2) 不法行為法理論に代るものは、契約法理論である。すなわち、契約法理論によれば契約締結地の法が支配するのであるから、他州において災害を蒙つた場合においても、雇傭契約締結地の補償法が適用されることになるのである。ただ、この場合に補償法の適用が当事者の任意な合意にもとづいて選択され、契約の一部になつてゐる任意的あるいは選択的 *optional or elective* なものと考えられるからであるといわれている⁽⁷⁾。もつとも、この原則が常に厳格に行われてゐるものではなく、一九二五年のペティッティ対T・J・パーディ建築会社事件にみられるように、基本的には契約締結地法説をとりながら、それは他州法を適用するに際して、他州も契約法理論をとりそれにもとづく災害補償を許容している場合にのみ他州法を適用し、他州は契約法理論をとらなかつたり、州外へ補償法の効力の及ぶことを否定しているなら、他州人が自州内で業務を営むことによつて自州の補償法の適用を受けることになる⁽⁸⁾と考えてゐるようである。また、補償法の適用が強行的な場合においても選択的な補償法の場合とほとんど同じに扱われている⁽⁹⁾。

(3) 不法行為法理論、契約法理論といった従来の抵触法規上の法則によつては、自州市民がたまたま他州で業務を営んでゐた際に補償法の保護をうけなかつたり、他州市民がたまたま自州内でかなりの業務を営んでいるにもかかわらず補償法による保護を与えられないといった現象が生じて来る。これに対して、「雇傭身分関係説」*status of employer and employee* といつた考えにもとづき、他州市民が、他州での契約にもとづいて自州に在る場合にも、「身分」は自州内にあるのであるからその補償法の保護を与える⁽¹⁰⁾、といった雇傭関係を婚姻関係と類似した状態にあるものと説明したり、「業務地法説」*business localization* として、自州内で雇傭契約がされてゐても他州が業務地であるなら自州の補償法が適用されるし、他州におい

て雇傭契約がされていても自州が業務地になつてゐるなら自州の補償法が適用されるものと考えてゐるのである。⁽¹¹⁾業務地法説はかなり広く行われてゐるが、どれだけの業務が営まれてゐるなら業務地とするかといつた点に問題が残されてゐる。業務地法理論に類似したものとしては「雇傭関係理論」relation of employment⁽¹²⁾とでもいえるものがある。一九三〇年のキャメロン対エリス建築会社事件⁽¹²⁾においてニュー・ヨーク州最高裁判所は、

「この法律は外州のものたる⁽¹³⁾と自州のものたるを問はずあらゆる雇傭者に、何れの場所においても、当州に位置づけられてゐる雇傭の過程から生ずる侵害に対する補償を義務づけてゐる。かかる雇用の過程において当州から離れたことがその義務を免かれさせることにならない、それは、その義務は法律によつて課せられたものであるからである。州外の雇傭との関係において、その義務は雇傭者に課せられるものでない。凡ゆる場合に基準となるべきものは雇傭がされた場所にある。」⁽¹³⁾

のであり、それは「法概念としてよりも、個々の事案の事実において」考えられるものというのである。このことから考えると、このニュー・ヨーク州判例はまだ不明確ではあるが、従来の雇傭契約を単なる私的な契約関係としてとらえたり、侵害を不法行為としてとらえていたことから進んで、労働者災害補償法における「社会的」な一面を指摘しようと摸索してゐるものともいえるのである。

(4) 雇傭関係地法理論あるいは雇傭身分法理論といわれるものにおいても、被傭者が雇傭された場所よりも、雇傭関係ないしは身分が現存してゐる州法を適用すると考えるにいたつてゐるのであり、その場合に雇傭者の本店の所在地といつた形式よりも、その業務が営まれてゐる土地と考えられるにいたつてゐるのであり、このことから業務地法理論といつたものに傾いていつてゐるものともいえる。それは補償法の適用は企業を規律しようとするといつた州のポリス・パワーの行使といつた面を含んでゐるからでもあると考えられてゐるのである。⁽¹⁴⁾

そこで問題になつて来るのは、どの程度の業務を営むことによつて当該州の補償法を適用されることになるかということであろう。法律にもとづいて州外を業務地とする場合の基準が定められている場合や、合意によつて一時的に州外における業務を営む場合の基準を定めている場合も見られるが、後者においては必ずしもその合意に拘束されているものでもない。⁽¹⁶⁾そこで州外に補償法を適用する基礎となる雇傭関係や雇傭身分の存在とか、業務をなすといったことは先にふれたように「個々の事件の事実」によつて認定されて来るといつた不確定な基準をなすにすぎないものとなつてしまふ。従つてこの点については判例においてどのような解釈がされて来ているかを見る必要があるであろう。一九三一年のコーブランド対フアウンデーション会社事件⁽¹⁷⁾においてはニュー・ヨーク州に本店をもつ雇傭者とニュー・ヨーク州において雇傭契約が締結されているが、契約の内容の実現は他州においてされることになつていたということからニュー・ヨーク州の補償法の適用を認めていない。これに対して一九三二年のスマス対アエロヴェーン会社事件⁽¹⁸⁾においては、雇傭者はニュー・ヨークを主たる営業地としそこに雇傭されたものが二、三日同州において仕事をした後ペンシルヴェニア州に行きペンシルヴェニア州において災害をうけた際にはニュー・ヨーク州の補償法が適用されるものであるとしている。また、一九四五年のバウス対連合煙突会社事件⁽¹⁹⁾のように他州で雇傭されているにしても、ニュー・ヨーク州において業務を営んでいる、あるいはニュー・ヨーク州を「雇傭関係地」と考えるなら、ニュー・ヨーク州の補償法が適用されているのである。これに類似した原則は他州においてもみられる。⁽²⁰⁾すなわち、「雇傭関係地」となつている州の補償法は、一時的に他州で営まれている業務から生じた災害に適用されるし、逆に他州での契約にもとづいていても「雇傭関係地」とされているならばその補償法を適用することになる。

これに対して、ウイスコンシン州のように一九二九年のワンダーシイ対モスケウイツ事件⁽²¹⁾にみられるように、たとえウイスコンシン州で雇傭されても、他州で業務を営むなら雇傭契約上の労務や利害はウイスコンシン州に対し与えられている

わけではないから Wisconsin 州の補償法は同州外での災害について適用されることはないと考えている。もつとも一九三〇年のヴァル・ブラツツ醸造会社対ジェラルド事件⁽²²⁾では、他州において「被備者として現実の身分を得た」と認定されるまでは、Wisconsin 州に「解釈上の身分」constructive status があり、Wisconsin 州法が適用されるものとされている。一九三一年の州際動力会社対産業委員会事件⁽²³⁾では、解釈上の身分とは、労務が解釈上州内で提供されていることを意味するものとされているのである。この変化は一つにはすくなくとも被備者の保護といったところにおかれていたことともたしかである。すなわち、ニュー・ヨーク州における場合とアプローチにおいて相違があつたにしても、被備者保護といった州のポリシーの実現といった方向をたどつてつてつていといえよう。

(1) *In re Gould*, 215 Mass. 480, 102 N.E. 693, Ann. Cas. 1914 D 372. 及び *Lemieux v. Boston & Maine R.R.*, 219 Mass. 399, 106 N.E. 992 (1914)

(2) *Union Bridge Co. v. Industrial Comm.*, 287 Ill. 396, 122 N.E. 609 (1919)

(3) 他に *カルフナーニア州は判例による* *North Alaska Salmon Co. v. Pillsbury*, 174 Cal. 1, 162 P. 93, L.R.A. 1917 E 642 (1917)

(4) *マサチューセツツ州における法律改正は一九二七年による*。その改正の判例として *Pedrozzi's Case*, 269 Mass. 550, 169 N.E. 427

(1930) 'イリノイ州は *Beal Bros. Supply Co. v. Industrial Commission*, 341 Ill. 193, 173 N.E. 64 (1930) 'ペンシルバニア州は一九一九年に改正され、それにもとづく判例として *Book v. D.B. Frampton & Co.* 106 Pa. Sup. 380, 161 A. 762 (1932)

(5) *Sheehan Pipe Line Const. Co. v. State Industrial Comm.*, 151 Okl. 272, 3 P. 2d. 199 (1931)

(6) *リステイメント Restatement of the Law of Conflict of Laws*, 第三九八条

「労働者災害補償法が施行されている州において雇傭契約を締結した労働者は、当該州の外において侵害を蒙つたにせよ、雇傭の過程においてまた雇傭の範囲内において生じた身体的傷害について、当該法による補償を請求しうる。ただし当該補償法が州内において生じた身体的傷害にのみ適用されるものと特記し、もしくはそのように解釈しうる場合にはこの限りでない。」

として但書の場合に不法行為法理論が生きてくる。第三九九条は契約法理論を用いた補正がみられる。

(7) *Dwan, R.H. Workmen's Compensation and Conflict of Laws - The Restatement and other Recent Development*, 20 Minn. L. Rev. 19 (1935), *In Selected Readings on Conflict of Laws*, p. 617. *Rabel, E.: The Conflict of Laws, A Comparative Study*, 2nd ed. Vol. 3, pp. 218-20

アメリカ国際私法における労働者災害補償法について

- (8) Pettitt v. T.J. Pardy Const. Co. et. al., 103 Conn. 101, 120 A. 70 (1925)
- (9) Dwan, op. cit., p. 617
- (10) Ocean Accident & Guarantee Corp. v. Industrial Comm., 32 Ariz. 275, 257 P. 644 (1927)
- (11) State ex rel. Chambers. v. District Court, 139 Minn. 205, 166 N.W. 185, 3 A.L.R. 1347 (1918)
- (12) Gamerton v. Ellis Const. Co., 252 N.Y. 394, 169 N.E. 622 (1930)
- (13) Ibid., 394
- (14) State ex rel Chambers v. District Court, 139 Minn. 205 (1918); Ginsburg v. Byers, 171 Minn. 366, 214 N.W. 55 (1927)
- (15) テラウエナ州、ペンシルヴァニア州は自州法が適用されることとなる他州での業務は九十日以内の一時的な場合に限られる。コロラド州、ニュー・メキシコ州、ニタ州は当該州を離れて六ヶ月以内を一時的なものとして居る。Rabel, op. cit., p. 224 ns. 47, 48
- (16) Rabel, op. cit., p. 224
- (17) Copeland v. Foundation, Co., 256 N.Y. 568, 177 N.E. 143 (1931)
- (18) Smith v. Aerovane Utility Corp., 259 N.Y. 126, 181 N.E. 72 (1932)
- (19) Baus v. Consolidated Chimney Co., 270 App. Div. 70, 58 N.Y. Sup 24 717 (1945)
- (20) Industrial Commission v. Gardino, 119 Oh. St. 539, 164 N.E. 758 (1929); Johnson v. Industrial Comm., 45 Oh. App. 125, 186 N.E. 509 (1932); Pratt v. Reynolds, 86 Col. 397, 282 P. 264 (1929); Tripp v. Industrial Comm., 89 Col. 512, 4 P. 24 917 (1931); Home Insurance Co. v. Hopp, 91 Col. 495, 15 P. 2d 1082 (1932)
- (21) Wanderssee v. Moskewitz, 198 Wis. 345, 223 N.W. 837 (1929)
- (22) Val Bratz Brewing Co. v. Gerard, 201 Wis. 474, 230 N.W. 622 (1930)
- (23) Interstate Power Co. v. Industrial Comm., 203 Wis. 466, 234 N.W. 889 (1931)

合衆国裁判所の見解

一九三二年にいたるまでは、他州の補償法の適用は合衆国憲法との関係において論ぜられていない⁽¹⁾。しかしながら補償法の問題は合衆国憲法上は、適法手続条項の問題や、充分な信頼と信用に関する条項と関係をもっているものである。とく

に、他州の補償法に対して充分な信頼と信用を与えなければならぬかどうかが考えられなければならないのである。

一九三二年のブラッドフォード電灯会社対クラッパ⁽²⁾事件はこの問題を合衆国最高裁判所において取り上げたものである。この事件はヴァーモント州の住民であるクラッパがヴァーモント州の法人である会社に、ヴァーモント州で雇傭された。たまたまニュー・ハンプシア州において業務を遂行中死亡したのである。ヴァーモント州の補償法は当事者が定められた方法によつて異議の申し立てをしていない以上は州外での事故についても補償するものとしていた。もつとも、ヴァーモント州法によると被扶養者がいない場合には死亡補償は請求しえなかつたのである。クラッパの遺産管理人はニュー・ハンプシア州法にもつぎニュー・ハンプシア州裁判所に賠償の請求の訴をした、事案は連邦裁判所に移送されている。合衆国最高裁判所は合衆国地区裁判所や控訴裁判所の判決を破棄して、ヴァーモント州法の適用を否認することは充分な信頼と信用に関する条項の趣旨に反するものであると考へている。ブランドイス判事の意見によると、ヴァーモント州法は州外で生じた行為についても州法の規制が及ぶものとして考へていたのであり、充分な信頼と信用条項は、法廷地が適当な救済を与えていない場合、或いは、その施行が法廷地の政策(公序) policy に服するであろう場合には、制定法上の訴訟原因を積極的に施行することを要求してはいないが、弁護のために他州の制定法を主張することは認めてゐる。ストーン判事も、ニュー・ハンプシア州にこの件と異なる判例はないのだから、ヴァーモント州法の主張がニュー・ハンプシア州の政策(公序)に反するとはいえないものとして考へている。そしてこの事件においてニュー・ハンプシア州の利害は偶然的なものであり、ニュー・ハンプシア州法が直ちに適用される場合にはならないものとして考へている。

その後一九三三年にオハイオ対チャタヌーガ・ボイラー会社事件⁽³⁾では、補償法の州外での適用が法律上の要請として明示されていないで、裁判所による解釈にもとづいている場合にはクラッパ事件の法則は用いられないものとしてゐるのである。

る。ところが一九三五年にいたつてアラスカ缶詰協会対産業事故委員会事件⁽⁴⁾においてクラッパ事件の法則をさらに進めている。この事件において被備者はカルフォニア州の住民ではないが、カルフォニア州において雇傭され、アラスカにおいて業務に従事するという契約を結んでいる。さらに当事者は事故についてはアラスカの労働者災害補償法が適用されるものと合意している。⁽⁵⁾カルフォニア州法によると被備者が災害発生時に同州の住民であり、雇傭が同州でされているなら州外で発生した事故についてもカルフォニア州の管轄内にあるという原則を採つていた。雇傭者はアラスカ法の適用をしなると充分な信頼と信用に関する条項に反すると争つているが、カルフォニア州裁判所はカルフォニア州法上の義務を避けようという約束は無効であるという考えから、アラスカ法の適用はされることはないものと考えている。合衆国最高裁判所は州が自州外での契約を統制しえないというのが適法手続からいえるにしても、州内でされた契約が州外で履行されるなら正当な統制はされるのであり、本件で被備者はカルフォニア州に帰り報酬をうけるものであり、カルフォニア州は利害関係をもつものといえるのであり、再びアラスカにもどり補償をえることがむしろ不当であるといえるのである。また充分な信頼と信用といつた点からもこの事件が考えられている。すなわち、一つの州のすべての法律が他州において充分な信頼と信用を与えられているわけではないのだから、合衆国最高裁判所は、各州の利害を考慮した上で、ある州の法律に充分な信頼と信用を与えるか否かを定めることが出来る。クラッパ事件におけるニュー・ハンプシア州の利害と、アラスカ缶詰協会事件におけるカルフォニア州の利害は同じでない、後者においてカルフォニア州はアラスカ法の適用は同州の政策(公序)に一致しないと主張しているのである。もとより州は自州の政策(公序)に反するという理由で他州法の適用を避けようとする⁽⁶⁾ことが考えられるのであるから、州が自州の政策(公序)に反するといつては直ちに合衆国最高裁判所がそれに拘束されるものではないが、合衆国最高裁判所の判断によつて政策(公序)を理由にした充分な信頼と信用の効果の否認は予想されているのである。州外における災害に法を適用するという規程が直ちに州の政策(公序)の表明を意味する

とはいえないにしても、それはすくなくとも州の政策（公序）を考える上の一つの基準とされるのである。

アラスカ缶詰協会事件はクラッパ―事件の法則にもとづくものではあるが、政策（公序）を理由に他州法の適用を避け憲法上の充分な信頼と信用の保障を有名無実なものにしてしまうことをおそれ、この問題についての形式的な、機械的な基準を示してはいないが、問題が生じた際の一つの解釈の方法を示しているものといえる。⁽⁷⁾ すなわち他州補償法に充分な信頼と信用を与えるか否かということは法律が選択的な救済を与えているか、強行的なものであるか、その州が独占的に政策を主張しているのか、救済方法は司法的なものかそれ以外の方法によるか、当事者の住所はどこにあると考えられるか、⁽⁸⁾ といったような要素を総合して考えることになるであろう。

このようなりーディング・ケースにつづいて、一九三九年にパンフィック雇傭者保険会社対産業事故委員会事件⁽⁹⁾が見られる。この事件ではマサチューセッツ州住民である被傭者がマサチューセッツ州で雇傭され、カルフォニア州で業務に従事していた際に災害を蒙りカルフォニア州において同州法にもとづく補償を求めたものである。マサチューセッツの法律によると被傭者は予め告知しているものでなければ、コモン・ロー上の訴権や他州法による訴権を放棄しているものと定めているのであり、カルフォニア州法は被傭者の雇傭契約が同州でされているなら、カルフォニア州外での災害についても同州法による補償が行われると考えているのである。従つてこの事件ではマサチューセッツ州の補償法がカルフォニア州において充分な信頼と信用をもつたものとして適用されるように思われる。しかしながら合衆国最高裁判所は、充分な信頼と信用の原則を形式的に適用すれば必ずしも良い結果をえられず、その原則には制限があるものと考えて、本件ではカルフォニアの立法はマサチューセッツ州の法律と抵触するものではなく、雇傭者をその責任から解除してしまつたり、被傭者に対し補償がされなくなつてしまふわけではないのだからカルフォニア州法の適用が不適當であるとはいえないといつてゐるのである。

パシフィック保険会社事件の法則は一見矛盾している。すなわち、他州法が自州法と異なる場合には従来原則にてらして、他州法は自州法と異なるかあるいは政策(公序)に合わないものとして他州法に十分な信頼と信用を与えないままにしておくことになる。一方、他州法と自州法の政策が一致すれば、同じ結果になるのだからあえて他州法を適用することなしに自州法を適用すればよいということになつてしまふであらう。このことから考えると補償法の選択とか適用ということはその州と特定の雇傭関係との実質的な関係から考えられるものであるということになつてしまふであらう。⁽¹⁰⁾ リステイトメントにおいても、先に補償法の適用を災害発生地や、契約地に結びつけていたものであるが、一九五〇年の修正において雇傭活動地にもとづかせていることはすでに述べたことから明らかであらう。⁽¹¹⁾

- (1) Dunlap, D.C., The Conflict of Laws and Workmen's Compensation, 23 Cal. L. Rev. 381, 387 (1935)
- (2) Bradford Electric Light Co. v. Clapper, 286 U.S. 145 (1932)
- (3) Ohio v. Chattanooga Boiler and Tank Co., 289 U.S. 439 (1933)
- (4) Alaska Packers' Association v. Industrial Accident Comm., 294 U.S. 532 (1935)
- (5) 敵艦につきは、当時アラソカは州でないから、合衆国憲法上の充分な信頼と信用を与えられないことになるが、法律上州の場合と同じく保障をえてゐる。28 U.S.C. (1926) § 687, 688 (この条文は一九四九年に廃止された)。
- (6) Beale, Two Cases on Jurisdiction, 48 Harv. L. Rev. 620 (1935) 公序を理由にして他州法の適用を避けようという州と州の間の競争が行われると指摘してゐる。
- (7) Dunlap, op. cit., 23 Cal. L. Rev. 387, 394
- (8) Notes, Application of Workmen's Compensation Law of State of Place of Contract to Injury Occurring Outside the State, 44 Yale L.J. 869, 873 (1935) アラソカ缶詰協会事件においては住所がカルフォルニア州にあつたということをかかなり重要な要素としている。もつとも被害者はカルフォルニア州の住民でないから、補償法上の住所が同州にあつたと解釈しなければならぬであらう。このノートでは、被害者の被扶養者による社会的な責任がカルフォルニア州にあつたということから住所といつた要素をかかなり考慮にいれてゐると考えている。
- (9) Pacific Employers' Insurance Co. v. Industrial Accident Comm., 306 U.S. 493 (1939)
- (10) Carroll v. Lanza, 349 U.S. 408 (1955)

(11) Restatement of Conflict of Laws §. 400. 修正前は不法行為法理論、契約法理論をとつていえるが、また修正前は特に当事者が任意に法廷地を選択し有利な補償をうけようとすることを防止している趣旨ともとれる。

む す び

相抵触する労働者災害補償法の選択と適用の問題は国際私法といわれる領域にいくつかの問題を提起し、それに対する解答はこの法律の本質的な性格の検討にまでさかのぼらざるをえないであろう。第一に、その歴史をたどれば、不法行為法理論から契約法理論を経ていことから、明らかに私法上の問題としてとらえられて来ていることである。それが一九三〇年代にいたつて、雇傭身分関係説や雇傭関係説、業務説などをとり入れ、合衆国連邦裁判所における、雇傭住所地说あるいは公序の概念をとり上げることにより、しかも充分な信頼と信用条項を自由に解釈することを通して、実質的な雇傭住所を有する州の公序にてらしてその州の法を適用するといった基準にみちびいていえるのであり、この結果からは補償法の適用は国際私法の問題を離れていく傾向にあるともいえる。いわば公法化された私法の領域においては国際私法の伝統的な原則と解釈が成り立たなくなつて来ていることを意味する。ここでは社会法あるいは公法化された私法の抵触と選択についての新しい説明が要求されるのである。

第二の問題としては、アメリカにおけるいわゆる国際私法は本来大陸法における国際私法の範囲よりひろく、むしろ法抵触と選択の問題として私法のわくをこえて運営されて来ていることを考えると、補償法選択の問題は国際私法の問題でないにしても、法抵触上の問題に含まれていることになる。この前提に立つて考えた場合においても、補償法の問題は従来法抵触上考えられて来ている、不法行為地、契約地等の連結素に加えて実質的な雇傭関係と業務から考え出される新しい連結素を考えざるをえなくなるのであり、それが現在においては不確定なものであることから将来において判例と解釈のつ

みかさねを必要としている問題でもある。またアラスカ缶詰協会事件において提出された問題は、合衆国憲法の原理の一つである充分な信頼と信用に関する条項を空文化する可能性を含むとともに、合衆国最高裁判所に憲法の条項を空文化してしまふような解釈を許すことによつてその判例憲法制定への強い影響力を与えた先例ともなることを結果しているように思われる。